

○鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例施行規則

〔令和元年5月28日〕
規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例（平成30年鳥羽志勢広域連合条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（個人情報取扱事務の届出）

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務の開始年月日
- (2) 個人情報の収集の方法及び時期
- (3) 個人情報の記録の形態
- (4) 目的外利用又は提供の有無
- (5) 特定個人情報保護評価に関する事項

2 条例第6条第1項に規定する事務の届出は、個人情報取扱事務開始届出書（様式第1号）により行うものとする。

3 条例第6条第2項に規定する届出に係る事項の変更又は届出に係る事務の廃止の届出は、個人情報取扱事務（変更・廃止）届出書（様式第2号）により行うものとする。

（目的外利用及び提供の届出）

第3条 条例第10条第1項ただし書に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供をしようとするときは、個人情報目的外利用・提供届出書（様式第3号）により連合長に届け出るものとする。

2 前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る目的外利用及び提供を停止したときは、個人情報目的外利用・提供（変更・利用停止）届出書（様式第4号）により連合長に届け出るものとする。

（代理人による開示請求）

第4条 条例第18条第2項（条例28条第2項、第29条第3項及び第34条第2項において準用する場合を含む。）に規定する実施機関が別に定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び二親等内の血族
- (2) 本人の委任による代理人（やむを得ない事由があると連合長が認める場合に限る。）

（開示請求書等）

第5条 条例第19条第1項に規定する請求書の様式は、保有個人情報開示請求書（様式第5号）とする。

2 条例第19条第2項（第26条第4項、第30条第3項及び第34条第4項にお

いて準用する場合を含む。)の保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人が開示請求をする場合

ア 運転免許証、旅券その他これらに類する書類であって、それにはり付けた写真により本人確認ができるもの

イ 健康保険の被保険者証、国民年金手帳その他これらに類する書類であって、それを所持することにより本人であることが確実であると認められるもの

(2) 法定代理人が開示請求をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類

(3) 任意代理人（本人の委任による代理人をいう）が開示請求をする場合 当該任意代理人に係る第1号に掲げる書類及び本人の印鑑証明を添付した委任状

（個人情報開示決定通知書等）

第6条 条例第20条第2項後段に規定する書面の様式は、保有個人情報開示決定期間延長通知書（様式第6号）とする。

2 条例第20条第3項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第7号）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第8号）

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 保有個人情報非公開決定通知書（様式第9号）

イ 条例23条に規定により開示しない場合 保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書（様式第10号）

ウ 保有個人情報を保有していない場合 保有個人情報不存在決定通知書（様式第11号）

3 条例第21条に規定する書面の様式は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第12号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第7条 条例第26条第2項第3号に規定する方法は、次に掲げるものとする。

(1) 印字装置等により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(2) テープレコーダー、パソコン等専用機器により再生したものの視聴

(3) 光ディスク（CD-R、DVD-R等）等に複写したものの交付

2 条例第24条に規定する場合における電磁的記録の部分開示の方法は、原則として、印字装置等により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付とする。

（訂正等の請求書等）

第8条 条例第30条第1項に規定する請求書の様式は、保有個人情報（訂正・利用停止）請求書（様式第13号）とする。

（訂正等の決定通知等）

第9条 条例第31条第2項後段に規定する書面の様式は、保有個人情報（訂正・利用停止）決定期間延長通知書（様式第14号）とする。

2 条例第31条第3項に規定する書面の書式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を訂正、削除又は利用停止する旨の決定 保有個人情報（訂正・利用停止）決定通知書（様式第15号）
- (2) 保有個人情報の一部を訂正、削除又は利用停止する旨の決定 保有個人情報部分（訂正・利用停止）決定通知書（様式第16号）
- (3) 保有個人情報の全部を訂正又は利用停止しない旨の決定 保有個人情報非（訂正・利用停止）決定通知書（様式第17号）

（是正の申出等）

第10条 条例第34条第3項に規定する申出書の様式は、保有個人情報取扱是正申出書（様式第18号）とする。

2 条例第34条第5項に規定する書面の様式は、保有個人情報取扱是正申出に係る処理内容通知書（様式第19号）とする。

（写しの交付部数及び作成等に要する費用）

第11条 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報が記録された公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書1件につき1部とする。

2 条例第35条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額及び同条第3項に規定する電磁的記録の開示の実施に伴う費用の額は、別表に掲げるとおりとする。

3 条例第35条第2項に規定する公文書の写しの送付に要する費用の額は、当該送付に係る郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の料金に相当する額とする。

4 前2項の費用は、現金又は定額小為替証書により前納しなければならない。

（諮問の様式等）

第12条 条例第36条の規定による諮問は、鳥羽志勢広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問書（様式第20号）によるものとする。

（諮問をした旨の通知）

第13条 条例第36条の規定により諮問したときは、審査請求人に対し、諮問をした旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、鳥羽志勢広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（様式第21号）によるものとする。

（実施状況の公表）

第14条 条例第44条に規定する公表は、次に掲げる事項を鳥羽志勢広域連合広報への登載等により行う。

- （1） 開示請求、訂正又は利用停止請求の件数
- （2） 開示決定等、訂正又は利用停止決定等の状況
- （3） 是正の申出の件数及び処理状況
- （4） 審査請求の状況
- （5） 苦情の処理件数

附 則

（施行期日）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第11条関係）

区分	写しの作成の方法	金額
文書、図面及び写真	複写機により複写したもの（黒色単色刷りで日本工業規格A3判までの用紙に限る。）	1枚につき10円
	複写機により複写したもの（多色刷りで日本工業規格A3判までの用紙に限る。）	1枚につき100円
	その他の方法による写しの作成	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額
マイクロフィルム、スライド	用紙又は印画紙に印刷・印画したものの交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額
電磁的記録	用紙に印刷したもの（黒色単色刷りで日本工業規格A3判までの用紙に限る。）	1枚につき10円
	用紙に印刷したもの（多色刷りで日本工業規格A3判までの用紙に限る。）	1枚につき100円
	CD-R〔光ディスク（日本工業規格×0606及び×6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）〕に複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に、用紙に出力されるとしたならば出力される用紙1枚（A3判まで）につき10円を加えた額
	DVD-R〔光ディスク（日本工業規格×6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）〕に複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、用紙に出力されるとしたならば出力される用紙1枚（A3判まで）につき10円を加えた額
	その他の方法による写しの作成	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額

備考 用紙を用いて写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務開始届出書

第 号
年 月 日

(宛先)鳥羽志勢広域連合長

(実施機関名)

鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課・係					
届出担当責任者		(職名) (氏名)			
個人情報取扱事務の名称					
個人情報取扱事務の目的					
個人情報の記録の対象者					
業務の開始年月日		年 月 日			
個人情報の記録の内容					
基本的事項	経歴・成績	経済・状況	心身の状況	生活事項	制限的取扱事項
☐ 個人番号 ☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 電話番号 ☐ 生年月日等 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 印影 ☐ その他	☐ 学業・学歴 ☐ 職業・職歴 ☐ 地位 ☐ 資格 ☐ 成績・評価 ☐ 賞罰 ☐ その他	☐ 所得・収入 ☐ 資産状況 ☐ 取引状況 ☐ 公的扶助受給 ☐ 口座番号等 ☐ その他	☐ 体格・体力 ☐ 運動能力 ☐ 健康状態 ☐ 傷病歴 ☐ 障害 ☐ 容姿 ☐ 写真・肖像 ☐ その他	☐ 家族状況 ☐ 親族・続柄 ☐ 婚姻 ☐ 居住状況 ☐ 社会的活動 ☐ 団体加入状況 ☐ 意見・要望 ☐ 趣味・嗜好 ☐ その他	☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 支持政党 ☐ 人種 ☐ 犯罪に関する事項 ☐ その他社会的差別の原因となる事項
個人情報の収集の方法		☐ 本人 ☐ 本人以外 (☐ 法令 ☐ 出版物 ☐ 緊急 ☐ 他の実施機関 ☐ その他)			
収集の時期		☐ 定期 (月～ 月) ☐ 随時			
個人情報の記録の形態		☐ 文書 ☐ マイクロフィルム ☐ 電子等媒体 ☐ その他			
目的外利用・提供の有無		☐ 有(提供先) ☐ 無			
特定個人情報保護評価に関する事項					
個人情報が記録されている主な公文書等の名称					
備考					

様式第 2 号(第 2 条関係)

個人情報取扱事務(変更・廃止)届出書

第 号
年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

(実施機関名)

鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課 ・ 係			
届 出 担 当 責 任 者	(職名) (氏名)		
届 出 の 区 分	☐ 変 更 ☐ 廃 止	変更・廃止年月日	年 月 日
事 務 の 名 称			
変 更 ・ 廃 止 の 理 由			
変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	
備 考			

様式第3号(第3条関係)

個人情報目的外利用・提供届出書

第 号
年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

(実施機関名)

届出担当課・係	
届出担当責任者	(職名) (氏名)
目的外利用等の区分	☐ 目的外利用 ☐ 外部提供
目的外利用等の開始日	年 月 日
事務の名称	
目的外利用等をする個人情報 の記録の内容	
目的外利用等の理由	
提供先	
オンライン結合の有無	☐ 有り ☐ 無し
備考	

様式第4号(第3条関係)

個人情報目的外利用・提供(変更・利用停止)届出書

第 号
年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

(実施機関名) _____

届出担当課・係			
届出担当責任者	(職名) (氏名)		
届出の区分	☐ 変更 ☐ 利用停止	変更・利用停止年月日	年 月 日
事務の名称			
変更・利用停止の理由			
変更事項	変 更 前	変 更 後	
備 考			

様式第5号(第5条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

請求者(〒 —)
住 所
氏 名
電話番号

鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 を特定するために必要 な 事 項	
開 示 の 方 法	閲 覧 ・ 視 聴 ・ 写しの交付
※ 参 考 事 項	利用目的等請求に関し参考となる事項を記入してください
代理人請求時のみ記入 してください 代 理 人 の 種 別	・法定代理人(15歳未満の未成年者・15歳以上の未成年者・成年被後見人) ・任意代理人
本人の住所・電話番号	
本 人 の 氏 名	

- 注 1 開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。
- 2 代理人により開示請求をする場合は、1の書類のほか、法定代理人にあっては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあっては本人の印鑑証明書を添付した委任状を提示してください。
- 3 開示の方法、代理人の種別欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 4 ※参考事項は、請求された保有個人情報の特定等の参考に利用するためのものですので、記入については請求者の任意です。

以下の欄は記入しないでください。

本 人 等 の 確 認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他()
代 理 人 資 格 の 確 認	☐ 戸籍謄本・抄本 ☐ 住民票 ☐ 委任状 ☐ その他()

様式第 6 号(第 6 条関係)

保有個人情報開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の 内 容	
請 求 受 理 年 月 日	年 月 日
決 定 期 間 満 了 年 月 日	年 月 日
延長後の決定期間満了年月日	年 月 日
決 定 期 間 を 延 長 す る 理 由	
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第7号(第6条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第20条第3項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鳥羽志勢広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鳥羽志勢広域連合を被告として(訴訟において鳥羽志勢広域連合を代表する者は鳥羽志勢広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の内 容	
保有個人情報の開示の方法	閱 覧 ・ 視 聴 ・ 写しの交付
保有個人情報の開示の日時	
保有個人情報の開示の場所	
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。
- 2 代理人により開示を受けるときは、1の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書添付した委任状(保有個人情報の開示について委任する旨明記されているもの)を提示してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。

様式第8号(第6条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第20条第3項の規定により通知します。この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鳥羽志勢広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鳥羽志勢広域連合を被告として(訴訟において鳥羽志勢広域連合を代表する者は鳥羽志勢広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の内 容	
保有個人情報の開示の方法	閱 覧 ・ 写しの交付
保有個人情報の開示の日時	
保有個人情報の開示の場所	
一部について開示しない理由	
問 い 合 わ せ 先	
備 考 (開示できるようになる時期)	

- 注 1 保有個人情報の開示を受けるときは、この通知書及び本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。
- 2 代理人により開示を受けるときは、1の書類のほか、法定代理人にあっては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあっては本人の印鑑証明書を添付した委任状(保有個人情報の開示について委任する旨明記されているもの)を提示してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合は、その旨を連絡してください。

様式第9号(第6条関係)

保有個人情報非開示決定通知書

第 号
年 月 日
印

様

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第20条第3項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鳥羽志勢広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鳥羽志勢広域連合を被告として(訴訟において鳥羽志勢広域連合を代表する者は鳥羽志勢広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の 内 容	
開 示 し な い 理 由	
問 い 合 わ せ 先	
備 考 (開示できるようになる時期)	

様式第 10 号(第 6 条関係)

保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第 23 条の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、鳥羽志勢広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、鳥羽志勢広域連合を被告として(訴訟において鳥羽志勢広域連合を代表する者は鳥羽志勢広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の 内 容	
保 有 個 人 情 報 の 存 否 を 明 ら か に し な い 理 由	
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第 11 号(第 6 条関係)

保有個人情報不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、請求に係る内容が記載された保有個人情報の不存在を決定しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第 20 条第 3 項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、鳥羽志勢広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、鳥羽志勢広域連合を被告として(訴訟において鳥羽志勢広域連合を代表する者は鳥羽志勢広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

開示請求に係る保有個人情報の 内 容	
保有個人情報が存在しない理由	
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第 12 号(第 6 条関係)

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第 21 条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示決定等の期間を延長しましたので通知します。残りの部分の開示決定等については、追って通知します。

開示請求に係る保有個人情報の 内 容	
今回決定する保有個人情報の 内 容	
残りの保有個人情報について開 示 決 定 等 を す る 期 日	年 月 日
特 例 延 長 す る 理 由	
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第13号(第8条関係)

保有個人情報(訂正・利用停止)請求書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

請求者(〒 ー)

住 所

氏 名

電話番号

鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の(訂正・利用停止)を請求します。

請 求 の 区 分	訂正・利用停止
請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	
訂正等を求める保有個人情報の内容	
訂正等を求める理由	
代理人請求時のみ記入してください。 代 理 人 の 種 別	・法定代理人（15歳未満の未成年者・15歳以上の未成年者・成年被後見人） ・任意代理人
本人の住所・電話番号	
本 人 の 氏 名	

注 1 訂正等請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。

2 代理人により訂正等請求をする場合は、1の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状を提示してください。

3 請求の区分、代理人の種別欄は、該当するものを○で囲んでください。

以下の欄は記入しないでください。

本 人 等 の 確 認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他()
代 理 人 資 格 の 確 認	☐ 戸籍謄本・抄本 ☐ 住民票 ☐ 委任状 ☐ その他()

様式第14号(第9条関係)

保有個人情報(訂正・利用停止)決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の(訂正・利用停止)については、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の(訂正・利用停止)決定等の期間を延長しましたので通知します。

訂 正 等 の 区 分	☐ 訂 正 ☐ 利用停止
(訂正・利用停止)請求に係る保有個人情報の内容	
請 求 受 理 年 月 日	年 月 日
決 定 期 間 満 了 年 月 日	年 月 日
延長後の決定期間満了年月日	年 月 日
決 定 期 間 を 延 長 す る 理 由	
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第15号(第9条関係)

保有個人情報(訂正・利用停止)決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の(訂正・利用停止)については、次のとおり(訂正・利用停止)することと決定しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第31条第3項の規定により通知します。

訂 正 等 の 区 分	☐ 訂 正 ☐ 利用停止
(訂正・利用停止)請求に係る保有 個 人 情 報 の 内 容	
(訂 正 ・ 利 用 停 止) の 内 容	
(訂 正 ・ 利 用 停 止) 年 月 日	年 月 日
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第16号(第9条関係)

保有個人情報部分(訂正・利用停止)決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の(訂正・利用停止)については、次のとおりその一部について(訂正・利用停止)することと決定しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第31条第3項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鳥羽志勢広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鳥羽志勢広域連合を被告として(訴訟において鳥羽志勢広域連合を代表する者は鳥羽志勢広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂 正 等 の 区 分	☐ 訂 正 ☐ 利用停止
(訂正・利用停止)請求に係る保有個人情報 の 内 容	
(訂 正 ・ 利 用 停 止) の 内 容	
部分(訂正・利用停止)とする理由	
部分(訂正・利用停止)年月日	年 月 日
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第17号(第9条関係)

保有個人情報非(訂正・利用停止)決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の(訂正・利用停止)については、次のとおり(訂正・利用停止)しないことと決定しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第31条第3項の規定により通知します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鳥羽志勢広域連合長に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鳥羽志勢広域連合を被告として(訴訟において鳥羽志勢広域連合を代表する者は鳥羽志勢広域連合長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

訂 正 等 の 区 分	☐ 訂 正 ☐ 利用停止
(訂正・利用停止)請求に係る保有 個 人 情 報 の 内 容	
(訂 正 ・ 利 用 停 止)をしない理 由	
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第18号(第10条関係)

保有個人情報取扱是正申出書

年 月 日

鳥羽志勢広域連合長 様

請求者(〒 -)

住 所

氏 名

電話番号

鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第34条第3項の規定により、次のとおり保有個人情報の取扱いについては是正の申出をします。

是正の申出に係る保有個人情報を特定するために必要な事項	
是正の申出に係る保有個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容	
是正を求める理由	
代理人請求時のみ記入してください 代理人の種別	・法定代理人（15歳未満の未成年者・15歳以上の未成年者・成年被後見人） ・任意代理人
本人の住所・電話番号	
本人の氏名	

注 1 是正の申出に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提示してください。

2 代理人により是正の申出をする場合は、1の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては本人の印鑑証明書を添付した委任状を提示してください。

3 代理人の種別欄は、該当するものを○で囲んでください。

以下の欄は記入しないでください。

本人等の確認	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ その他()
代理人資格の確認	☐ 戸籍謄本・抄本 ☐ 住民票 ☐ 委任状 ☐ その他()

様式第 19 号(第 10 条関係)

保有個人情報取扱是正申出に係る処理内容通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申出のありました保有個人情報の取扱いの是正については、次のとおり処理しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第 34 条第 5 項の規定により通知します。

是正の申出に係る保有個人情報の内 容	
是 正 の 申 出 の 内 容	
是 正 の 申 出 に 対 す る 処 理 の 内 容	
問 い 合 わ せ 先	
備 考	

様式第 20 号(第 12 条関係)

鳥羽志勢広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問書

第 号
年 月 日

鳥羽志勢広域連合情報公開・個人情報保護審査会会長 様

印

保有個人情報の非開示(部分開示)及び訂正・利用停止の非訂正等(部分訂正等)の決定について、次のとおり審査請求がありましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第 36 条の規定により、これに対する貴審査会の意見を求めます。

審 査 請 求 人	住 所	
	氏 名	
審 査 請 求 の 年 月 日		年 月 日
審 査 請 求 の 対 象 と な っ た 決 定		年 月 日 付 け 第 号
審 査 請 求 の 趣 旨		非開示(部分開示)・非訂正等(部分訂正等) 決定処分の取消し
事 務 担 当		
添 付 書 類		(1) 審査請求書(写) (2) 保有個人情報開示請求書(写)又は保有個人情報訂正等請求書(写) (3) 保有個人情報非開示(部分開示)決定通知書(写)又は保有個人情報非訂正等(部分訂正等)決定通知書(写)
備 考		

様式第 21 号(第 13 条関係)

鳥羽志勢広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

鳥羽志勢広域連合長 印

年 月 日付けで審査請求のありました事案については、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例第 36 条の規定に基づき、別紙のとおり鳥羽志勢広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例施行規則第 13 条の規定により通知します。

事務担当
部 課(室)
電話番号